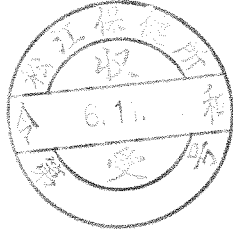


(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

2024年11月5日

島根県知事 殿



申請者

住 所 〒737-0134

広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー

代表取締役 横岡 達也

電話番号 0823-71-9194

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ばいじん以上14品目(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除く)積替え保管を行わない。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 兼 事業場① 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号 TEL:0823-71-9194 事業場 兼 事業場② 島根県松江市東出雲町錦浜583番11 TEL:0852-53-0127</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>別紙第2面「3. 運搬施設の概要」のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>該当なし。 ※松江市の産業廃棄物収集運搬業許可にて積替え保管を行う。</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	